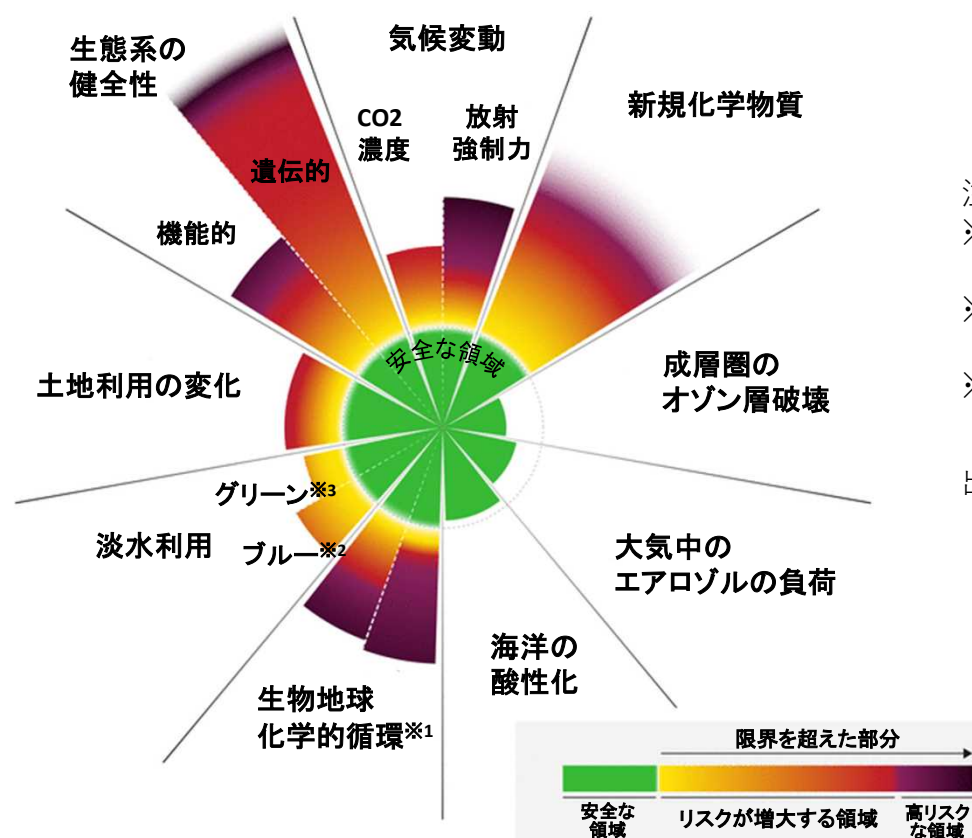


- ・ 2023年に公表されたプラネタリー・バウンダリー（環境収容力）の結果、9項目のうち6項目が人間活動が守るべき限界を超過していることが判明した。

プラネタリー・バウンダリー：地球環境が安定的な状態を維持するために人間活動が守るべき境界線

プラネタリー・バウンダリー



注) 図中の用語

※1：主に農業や工業によってもたらされる窒素とリンの負荷のこと。

※2：ブルーウォーターの略で、地表水と地下水のこと。

※3：グリーンウォーターの略で、土壌の水分のこと。

出典：Earth beyond six of nine planetary boundaries, Volume: 9, Issue: 37, DOI: (10.1126/sciadv.adh2458)のFig.1を元に奈良県が作成

人間の活動により、地球環境が不可逆的で壊滅的な変化を起こすリスクが増大している事を示唆

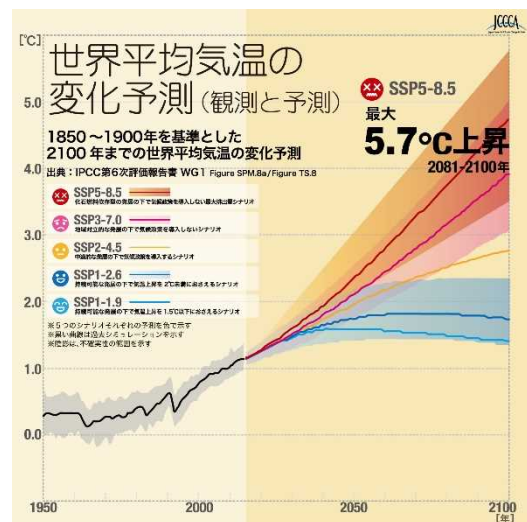
環境を取り巻く情勢の変化について <環境面の危機について>

・ G7広島首脳コミュニケ（2023年5月）

「気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機に直面している」

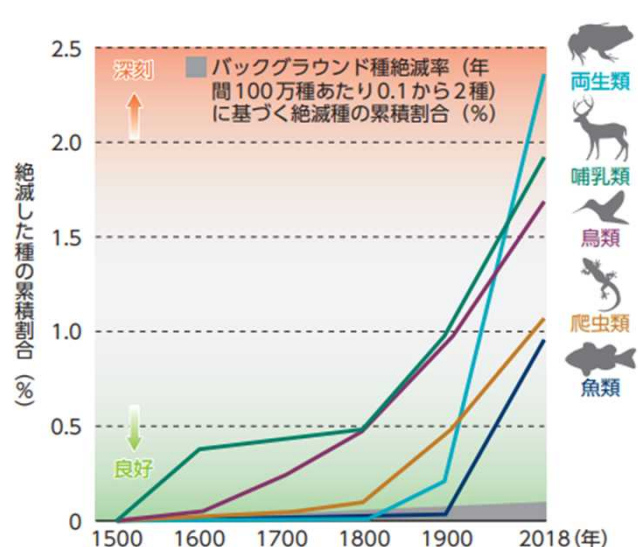
ことが明確に述べられた。

2100年までの世界平均気温の変化予測（1950～2100年・観測と予測）



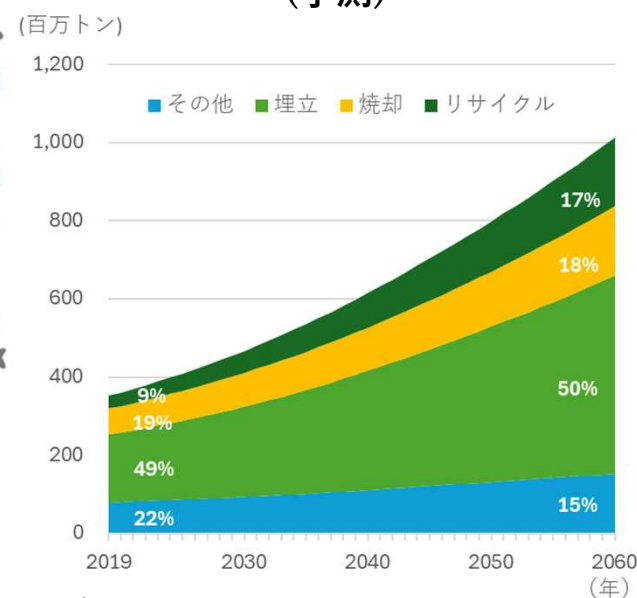
出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<http://www.jccca.org/>)

1500年以降の絶滅



出典：生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書政策決定者向け要約（環境省要約）

世界の年間のプラスチック廃棄物量（予測）



出典：OECD Data Explorerからのデータを元に奈良県が作成

いずれも人類が深刻な危機に直面していることを示すデータである



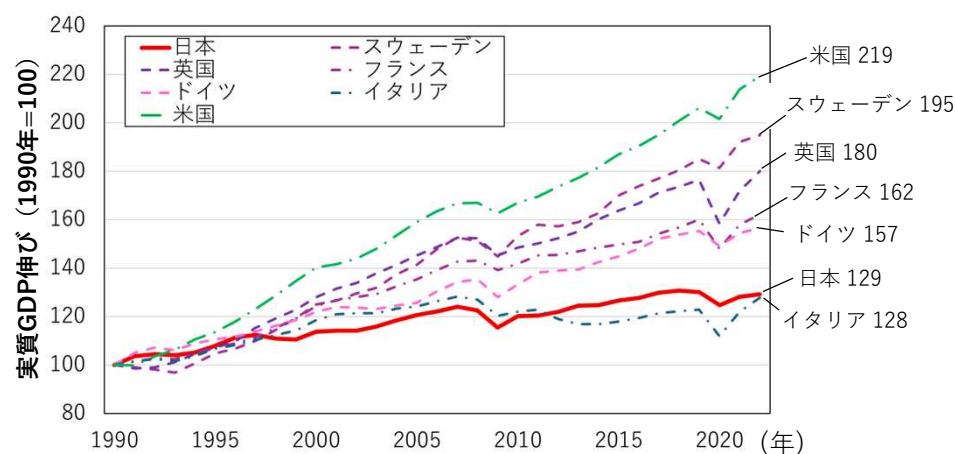
ネットゼロ（脱炭素）で、ネイチャーポジティブ（自然再興）で、循環型な経済への転換が必要

環境を取り巻く情勢の変化について <国内の環境・経済・社会の状況と課題>

- ・国内の経済停滞の状態にあるとされており、他国がGDP（国内総生産）を増加させている一方、我が国のGDPは微増に留まっている。
- ・炭素生産性は、1990年代半ばは高水準であったが、2000年頃から順位が低下し、世界のトップレベルの国々から大きく差が開いた状況となっている。

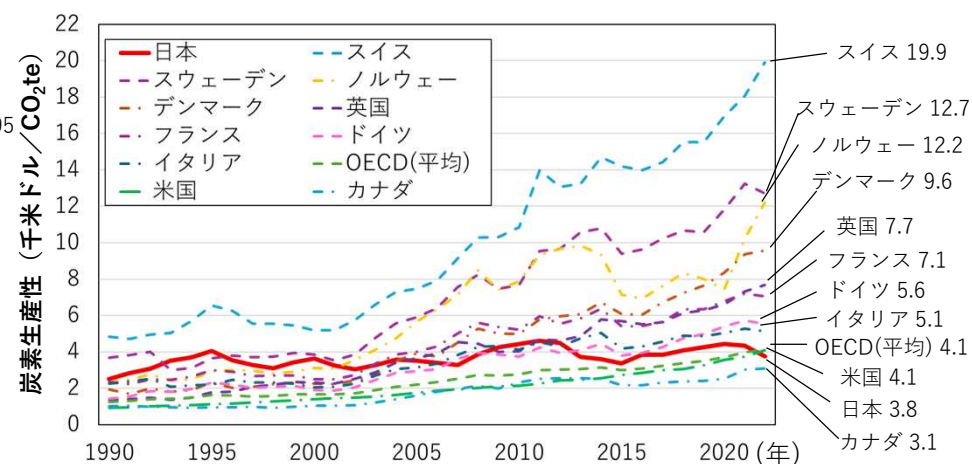
炭素生産性：温室効果ガスの排出量に対するGDPの割合
※低炭素化の尺度となる

主要国における実質GDPの伸びの推移



出典：World Economic and Financial Surveys World Economic Outlook Database (IMF) からのデータを元に奈良県が作成

主要国における炭素生産性の推移



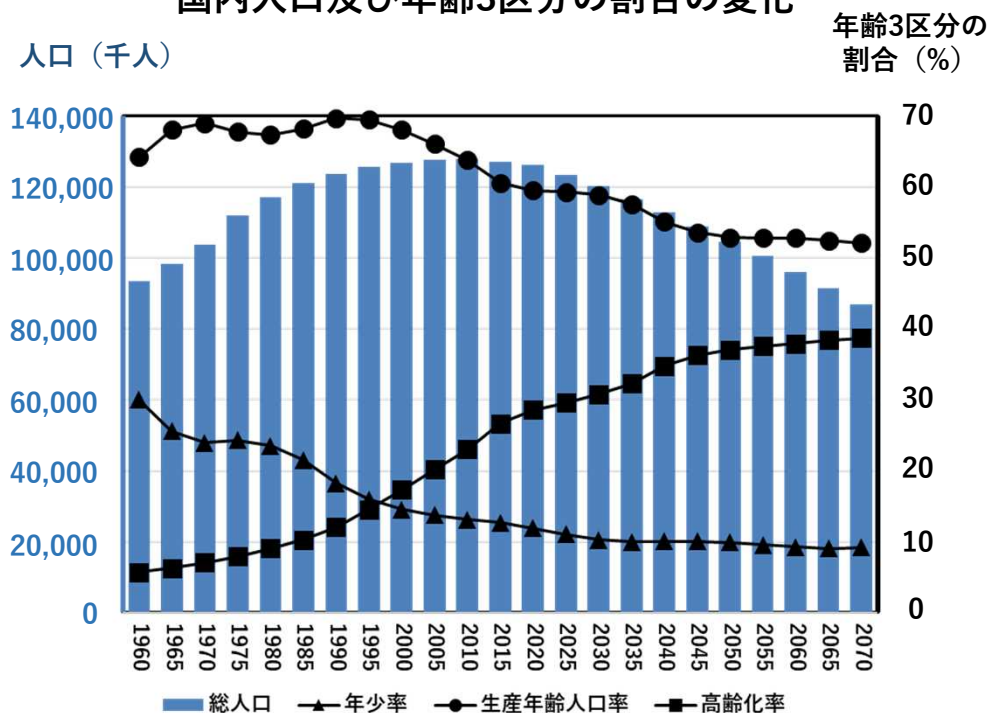
出典：OECD Data Explorerからのデータを元に奈良県が作成

持続可能な経済発展と脱炭素社会への移行の両立が課題である

環境を取り巻く情勢の変化について <国内の環境・経済・社会の状況と課題>

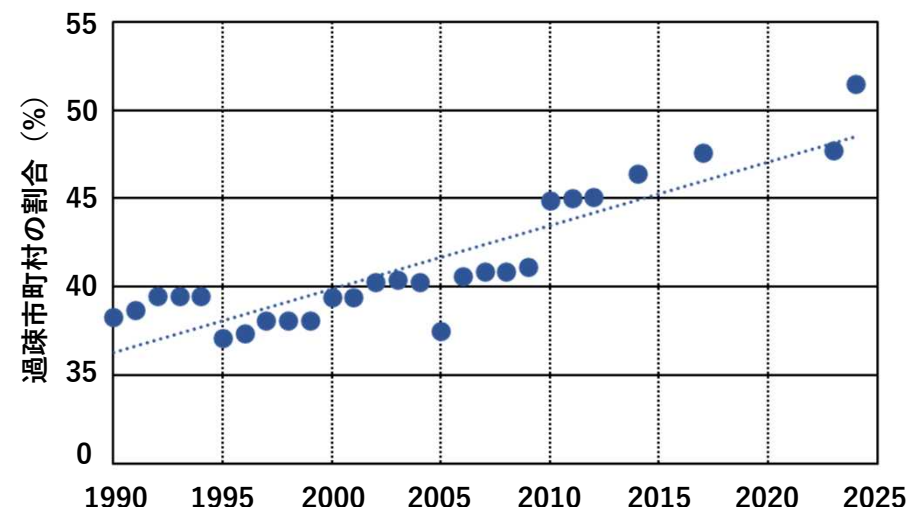
- ・国内の人口は、減少局面を迎えており、今後さらなる人口減少や高齢化の加速が予測される。
- ・また全国の過疎市町村の割合が増加しており、今後地方部などでは、無居住・低密度居住地域化の進行が予想される。

国内人口及び年齢3区分の割合の変化



出典：2020年までの値は総務省「国勢調査」「人口推計」、推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口結果の概要（2023年推計）」の中位推計より奈良県作成

過疎市町村の割合の変化



出典：全国過疎地域連盟『過疎地域のデータバンク』（オンライン版）より奈良県作成。過疎地域市町村数は「過疎地域市町村」、「過疎地域とみなされる市町村」、「過疎地域とみなされる区域のある市町村」の合計。

**今後人口減少や無居住・低密度居住地域化等の進行により、
森林の荒廃・野生動植物の生息・生育環境の劣化等、環境へ悪影響を与えることが予想される**

環境を取り巻く情勢の変化について <第6次環境基本計画策定について>

- ・ 2024年5月に第六次環境基本計画を閣議決定した。
- ・ 本計画は、環境危機に加え、様々な経済・社会課題の同時解決を目指すものである。

第六次環境基本計画の基本的考え方・構成

環境保全を通じて、生活の質や経済厚生等の向上を実現する。

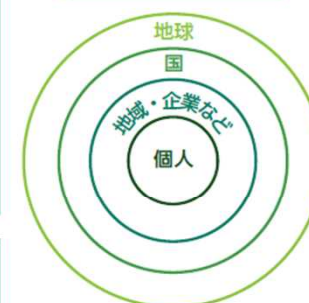
環境収容力を守りながら、環境の質を高めることで、経済や社会全体が持続的に成長・発展できる文明を目指す。
(環境・経済・社会の統合的向上)



環境基本法第1条

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

同心円のイメージ



※地域・企業などには、地方公共団体、地域コミュニティ、企業、NPO・NGO等の団体を含む。

政府・市場・国民の共進化



出典：令和6年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

環境・経済・社会の統合的向上による持続可能な社会の実現のため
複数の課題に相互に関連し合う横断的な枠組の設定が必要